



難民支援協会
2012年度 年次報告書
2012.7～2013.6



Japan Association for Refugees



厳しい難民認定

2012年に日本で難民申請をした人数は
2,545人と過去最多を記録しました。
一方で、難民として認定されたのは18人。

難民認定が厳しい状況の中、
私たちは難民申請者への個別カウンセリングに加えて、
弁護士や法律事務所と連携し、
難民の適切な保護を目指して支援しました。

多くの難民が 寒い冬を外で過ごすことに

難民申請の結果がでるまで、多くの場合、2年以上待つ必要があります。

その間の公的支援は十分ではなく、働くことも容易ではありません。

2012年度は生活に困窮した難民申請者からの相談が絶えませんでした。
冬には多くの方がホームレス状態に陥り、計299件の生活相談を受けました。

他団体と協力して例年以上の宿泊部屋を確保しましたが、それでも足りず、

路上で越冬を余儀なくされた人は50人以上。

難民の凍死を防ぐため、寝袋の提供や炊き出し場所の案内等も行いました。



自立した生活を目指して

日本で自立した生活を送るためには、

働いて収入を得ることが必要です。

緊急支援を必要とする状況を乗り越えても、

日本社会で自身の経験や能力を活かせる場を

見つけることは容易ではありません。

難民の雇用の可能性を少しでも高めるべく、

2012年度は職業紹介を開始しました。

難民が社会を活性化させる人財として

力を発揮できるよう、就労を後押ししています。



*写真：リサイクル品の分別の仕事を行うミャンマー出身の男性。
意欲的に仕事に取り組む姿勢は、周りにも良い影響を与えている。

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、平素より難民支援協会をご支援くださり、厚く御礼申し上げます。

2012年度は、難民と当会にとって、試練の一年だったと言えます。世界でも多数の難民が生み出されましたが、日本でも2,500名を越える、過去最多の難民申請者数となりました。また、年が明けた2013年に入っても、前年を越える勢いで難民申請がなされています。その結果、公的な支援を得られない難民も多数にのぼり、ホームレス状態となる難民も出ざるを得ませんでした。そのような方々の多くを、当会は支援しました。このような状況において、当会では従来からの個別支援をさらに強化すべく、シェルターの増室を行い、また、弁護士などの専門家や関係機関とのネットワークによって難民支援に関わる人々の層を広めてきました。資金や食料等多くのご寄付をいただき、凍死者を出さずに冬を乗り切ることができたことに、ほっとしています。

一方で2012年度は、いくつかの新たな事業展開を行うことができた年でもありました。その全てはここでは書ききれませんが、例えば12月には、職業紹介事業の許可を取得し、就労支援事業をより直接的に行うことが可能になりました。これにより定住支援部では、一人ひとりの難民の就労実現から、様々な企業や地域と協働しながら

難民受け入れの素地をつくることまで、積極的にアプローチを始めています。また、2月に発行した書籍「海を渡った故郷の味 Flavours Without Borders」には、予想以上の反響をいただき、新たに多くの方々からも、難民問題への関心をいただくことができました。6月には、当会もメンバーであるなんみんフォーラムから、新難民法に向けた提言を発表しました。

新しい年度になっても、難民の課題はまだ、解決からはほど遠い状況です。国内ではヘイトスピーチなど、いつ難民が被ってもおかしくない問題も存在しています。当会はこれからも、一人ひとりの難民やそのコミュニティを支え、また社会への働きかけも行っていくことで、NPO/NGOとして貢献していきます。是非今後とも、皆さまからのご支援をお願いいたします。



認定NPO法人 難民支援協会 代表理事 中村義幸
事務局長 石川えり

目次

ごあいさつ／目次／メッセージ	4	政策提言・ネットワーク	11
JARの活動／2012年度の難民の動向	5	広報活動	12
2012年度活動ハイライト／支援実績	6	メディア掲載／受賞歴	13
法的支援	7	企業・団体からの主なご協力	14
生活支援	8	会計報告	15
定住支援	9	組織概要・役員一覧	16
震災復興支援	10	支援者の声	17

メッセージ

「難民の凍死を防ぎました」2012年度年次報告書に出てくる一瞬、目を疑うフレーズです。しかし、これが愛する母国に別れを告げ、安住の地を求めて日本にやってきた難民申請者が日本で直面する現実の一端なのです。日本は、また日本人は、それほど無慈悲な国であり国民なのかと暗澹たる気持ちにさせられます。難民に対する無理解や制度的な壁を乗り越えようと、難民支援協会がこれまで行ってきた努力は、あたかもコンクリートの上に種をまいて育てるような、極めて厳しい取り組みの連続でした。しかし、種はコンクリートを穿ち、枝葉を天に伸ばしています。私自身は、人口減少下で日本は移民受入の推進に尽力すべきと考え活動しています。難民支援協会の

活動はそれにつながる日本開国のバロメーターとして注視させていただいています。スタッフの皆様の献身的な活動は必ず実を結びます。その活動が社会に広く浸透し、日本が難民受入先進国の一員になる日が来ることを信じています。

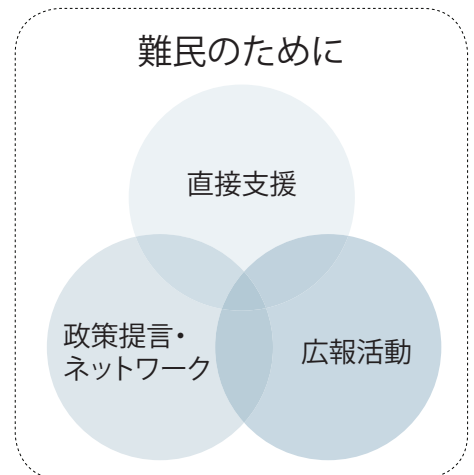


公益財団法人 日本国際交流センター
執行理事 毛受敏浩

難民支援協会 (JAR) の活動

日本に逃れてきた難民が
日本で自立した生活を
安心して送れるよう支援しています。

1999年の設立以来、難民・難民申請者への直接支援、
国内外での政策提言・ネットワーク、広報活動の
3つを基本とし、包括的な難民支援を展開してきました。



難民一人ひとりの自立を
目指して支援する

－直接支援－

難民認定手続きに関する法的支援と生活支援を、個々の難民の状況に合わせて行います。また、難民が社会の一員として自立した生活を送るためのコミュニティ支援や就労支援などを行います。

よりよい難民政策に向けて、
社会に働きかける

－政策提言・ネットワーク－

支援現場の経験や調査研究の成果を制度づくりの場に活かし、難民政策の改善に取り組みます。また、よりよい難民保護体制を実現するため、国内外の様々な団体と協力しています。

難民が身近な存在となるために、
市民に伝える

－広報活動－

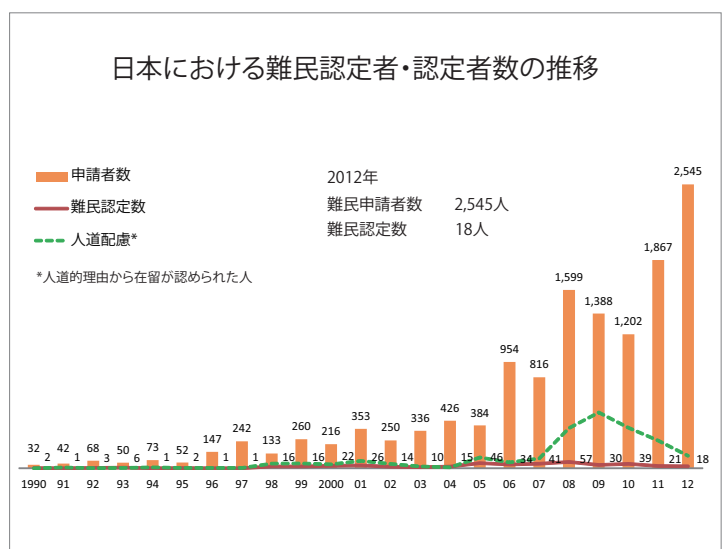
より多くの方々に難民を理解していただき、難民を支える輪を広げるため、イベントやメディアを通して、難民の状況やJARの活動を伝えています。

* 難民支援協会は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との事業実施契約パートナーとして、難民への直接支援を行っています。

* 「難民」とは、難民条約により定められており、宗教、国籍、人種、政治的意見、または特定の社会的集団の構成員 (兵役拒否者など) であることを理由に、迫害を受けるおそれを有し、母国へ帰国できない人々を指します。

2012年度の難民の動向

2012年の難民申請者は2,545人と過去最多を更新しました (前年比678人増)。しかしながら、同年、難民認定を受けたのは18人と2004年以降過去最少に留まり、人道配慮により在留を許可された人の数も112人 (前年比136人減) と大幅に減少しました。難民申請の結果が出るまでの待機期間は平均2～3年と引き続き長期にわたっていますが、その間の公的支援は限定的です。JARに相談にくる難民の多くが、その日の食料や宿がない等、困窮状態にあり、JARが把握している限りでも、50人以上の難民申請者が路上生活を余儀なくされました。2013年上半期は2012年をさらに上回る勢いで難民申請がなされました。一方で、そうした来日後の緊急的な状況を乗り越え、日本社会での自立した生活を目指す難民も増えています。相談の内容も育児や教育、日本語習得、就労、災害対応等、多岐に渡りました。



法的支援

新たに526人の難民および難民申請者の相談を受け、965件の法的個別相談を提供しました。法律事務所と連携したケースワークを強化し、弁護士向け勉強会も定期開催しました。

P. 7 ▶

生活支援

生活が困窮した難民申請者への緊急支援を行いました。冬期は例年を上回る数の宿泊施設を確保し、難民申請者の凍死を防ぎました。住居支援強化に向けた取り組みも行いました。

P. 8 ▶

定住支援

クルド難民女性の自立支援事業を継続的に行った他、複数の難民コミュニティを訪問し、災害対応ワークショップ等を開催しました。また、職業紹介を開始し、難民の就労支援を強化しました。

P. 9 ▶

震災復興支援

被災地での法律相談会やコミュニティ支援など、これまでの事業を継続しながら、より地元団体を中心とした体制を構築するため、後継組織の基盤整備や事業の引き継ぎを行いました。

P. 10 ▶

政策提言・ネットワーク

新難民保護法の実現に向けて、なんみんフォーラム (FRJ) による論点整理の発表に貢献したほか、東アジア・太平洋地域を中心とした海外ネットワーク強化に努めました。

P. 11 ▶

広報活動

取材協力を通じて、日本の難民が置かれた状況に関するマスメディアでの発信を増やしました。また、難民の故郷の味を集めたレシピ本を出版し、食を切り口とした企画を多数行いました。

P. 12 ▶

2012年度 JARの支援実績

上期は2012年7月～12月、下期は2013年1月～6月

(単位:件)

	法的支援		生活支援		計		
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	計
事務所	412	349	758	478	1,170	827	1,997
外部	103	101	148	152	251	253	504
合計	515	450	906	630	1,421	1,080	2,501

コミュニティ支援	
	年間
相談	95
のべ人数	919

就労支援		
	上期	下期
相談	19	161
就労実績	3	16

来訪相談者件数

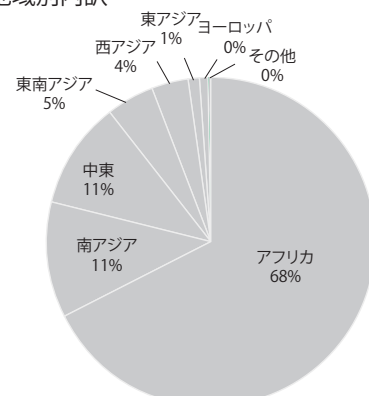
[男性] 548人
[女性] 123人
計 671人

来訪相談者国籍数

50カ国

来訪相談件数 (1,997件)

地域別内訳



法的支援

弁護士との連携を強化し、難民認定手続きや訴訟の諸手続きがスムーズになされ、難民が適切に保護されるよう努めています

ケースワークの強化



▲法的相談を受ける様子

2012年に日本で難民認定を受けた方は18人、そのうち一次審査で認定を受けた方は2人¹に留まりました。

過去最低水準

の中、JARは難民の適切な保護を目指し、2012年度は、新たに526人の難民および難民申請者の相談を受け、965件の法的個別相談を提供しました。

法律事務所との連携強化

2012年6月に法的支援プロボノ²プロジェクトを立ち上げ、正式パートナーとなった3つの法律事務所と連携を強化した結果、今年度はビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所 坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）が初めて支援を提供した方とモリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所 伊藤見富法律事務所（外国法共同事業）が支援を提供した方が一次審査で認定を受けたほか、第三国での家族統合により解決につながった方もいました。勉強会を共催している紀尾井町法律事務所が支援を提供したケースでは、複数の方が人道配慮による在留特別許可を得ることができました。

弁護士との勉強会の実施



▲勉強会の様子

JARは紀尾井町法律事務所との協働により、弁護士向け難民支援実務勉強会を2012年10月に立ち上げました。今年度は4回開催

し、15人の弁護士が参加しました。毎回参加者でテーマを決め、JARと弁護士が、持ち回りで担当発表を行うことで知見を共有しました。すでに難民事件の代理をしている弁護士も多く、アットホームな雰囲気の中、意見書の書き方や国別情報の検索等のテーマについて活発な意見交換を行っています。

¹ 一次審査で認定を受けた5人のうち、当会が現場で把握する限り、3人は難民不認定取消訴訟の勝訴後の認定である。よって、入国管理局の審査による一次審査での認定者数は2人。

² プロボノとはラテン語で「公共のために」という意味。専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

法的支援の具体例

- ・難民申請者からの迫害状況に関する聞き取りとカウンセリングの実施
- ・難民申請者への難民条約や難民認定手続きの説明
- ・申請書類の作成のアドバイスや国別人権状況のリサーチ
- ・UNHCR、日本弁護士連合会、なんみんフォーラム (FRJ) 等の関連団体や弁護士との協議、連携
- ・国際空港を含む、入国管理局の収容施設における被収容者との面会や資料提供

生活支援

難民の「医・食・住」を中心に、
生活面での様々な相談と支援を行っています

困窮している難民への緊急支援

生活が困窮し、
他の機関から支
援を得られない
難民申請者
を中心に、緊
急支援として
生活費や生活
物資の支給、
シェルター



▲生活相談を受ける様子

（一時的に宿泊できる施設）の提供を行いました。今年度は、新規来日した難民が急増し、特に6月には1日で最多の19人の新規相談者が訪れました。そのほとんどが住む場所がなくホームレス状態でした。せめて食事や仮眠をとることができるよう、JARでは事務所の待合スペースや相談室の一部を日中に限り開放しました。冬期は例年以上の宿泊施設を確保し、それでも宿を提供できなかった方に対しては寝袋やサバイバルマニュアルをお渡しし、難民の凍死を防ぎました。

住居支援強化に向けた 関係者との連携拡充

言語や経済面から難民申請者が自力で住まいを探すことは難しい場合が多く、公的支援につながった後も住居探しの相談が度々寄せられました。難民申請者がスムーズに住まいを見つけられるよう、不動産業者と連携を深め、物件をご紹介いただきました。

また、アパート入居者向けには、大家さんごみ出しワークショップや近隣の清掃活動を行い、日本のごみ捨てのルールを一緒に学ぶ取り組み等を行いました。



▲シェルターの使い方を案内

子どもを持つ難民へのサポート強化

2013年4月から子どもを持つ父母が事務所で安心してゆっくり相談できるよう、保育士資格を持つボランティアの協力の



▲子ども連れの来訪

もと、面談中の子どもの保育を開始しました。来年度は育児相談会の実施も計画しています。また、難民の女性を対象とし、リプロダクティブ・ヘルス（妊娠、出産、感染症対策等）に関するワークショップも実施予定です。

生活支援の具体例

- ・ 難民への生活に関するニーズの聞き取りと個別カウンセリングの提供
- ・ 生活物資、緊急生活支援金の支給
- ・ 医療機関への同行、診療の通訳、医療費の減額や分割の交渉、国民健康保険への加入支援
- ・ シェルターや安価な宿泊施設の紹介や開拓、不動産への同行
- ・ 社会福祉協議会等との連携やリソースの開拓

定住支援

難民が社会の一員として自立した生活を送れるよう、コミュニティ支援と就労支援を行っています

オヤによるクルド女性支援



▲日本語教室での学習

クルド女性の自立支援として始めた伝統手芸「オヤ」製作の事業は4年目に入りました。作品づくりや自分たちの文化を発信

することが自信につながり、女性たちの要望から始まった日本語教室への参加者も増えています。以前は通訳を介しての会話がほとんどであった月1回のワークショップは、各メンバーが直接、日本語でスタッフと話す場面が多く見られるようになりました。自立に向けて一歩ずつ着実に進んでいます。

難民コミュニティにて災害ワークショップを開催



▲避難場所を確認する女性

東日本大震災時に寄せられた「災害について教えてほしい」「災害時の対応が知りたい」といった難民の声に対応し、各難民コミュニティで災害対応ワークショップを実施しました。災害時、日本社会の中で情報弱者に陥り

がちな難民のために、やさしい日本語・英語・ビルマ語・トルコ語・アムハラ語にて災害ハンドブックを作成し、それをもとに、ミャンマー（ビルマ）の少数民族であるロヒンギャや、クルド、エチオピア、ウガンダ難民コミュニティ等でワークショップを開催しました。地域によっては起震車体験も行いました。参加者からは「地震に対する不安が和らいだ」という声も聞かれ、今後も継続して実施していく予定です。

就労機会の拡大に向けた職業紹介の開始



▲難民を雇用している就労現場

2012年12月に無料職業紹介事業許可を取得しました。日本で安定した生活確立するためには、難民の能力や人柄を適切に評価

し、雇用する企業とのマッチングが不可欠です。難民やJARに共感してくださる経営者の方々との出会いを通じ、就労機会の拡大に努めています。実際に難民を採用し、「更に難民を採用したい」と申し出てくださる企業もあり、自治体関係者、企業、大学を巻き込んだ戦略的な難民雇用に関する取り組みも行っています。引き続き、職業紹介、就労に必要な知識や日本語の指導を行い、より多くの難民の就労を実現していきます。

定住支援の具体例

- ・難民コミュニティに対する情報提供
- ・災害対応等のワークショップの開催
- ・子どもの義務教育課程への入学、通学支援
- ・就労に向けた準備、企業とのマッチング
- ・雇用を受け入れる事業主や地域、自治体との連携

震災復興支援

難民支援で培ってきた視点を活かし、震災からの復興支援をしています

事業の継続と発展を目指した 地元への引き継ぎ

これまで行った復興支援事業の中で、特に需要のあった法律支援とコミュニティ支援を継続しながら、陸前高田市在住の20代



▲法律相談会の様子

～40代の女性を中心となって立ち上げた団体「NPO法人まあむたかた」に事業を引き継ぎました。NPO法人化のアドバイスや事業策定、会計管理等のサポートを行いました。今後もまあむたかたが持続的に発展していけるよう、後方支援を続けます。

【法律支援】回数：60（11）回、参加人数：380（76）人、個別相談：237（67）件

【コミュニティ支援】アロマセラピー、健康相談会
回数：32（7）回、参加人数：248（74）人

（ ）内はまあむたかた主催回数

支援団体間のネットワーク構築

昨年度に引き続き、陸前高田市災害ボランティアセンターの運営支援（2012年12月の閉所まで）を通じて、陸前高田市ネットワーク連絡会の運営を行いました。また、より地元団体を中心とした体制構築を目指し、陸前高田市ネットワーク連絡会の後継組織として、陸前高田市まちづくりプラットフォームを設立しました。まちづくり協働センター（陸前高田市）、レスパイトハウス・

ハンズ（一関市）等と協働の上、外部支援団体・行政とも連携しながら、地元団体を中心とした体制づくりに寄与していきます。



▲陸前高田市まちづくりプラットフォーム
第1回支援連絡調整会議

桜ライン311の基盤整備

2011年度より運営支援を続けてきた陸前高田市のNPO桜ライン311は2013年6月で2年度目を無事終了しました。



▲植樹した桜

今年度は今後の持続的な組織運営のため、会計管理におけるノウハウ移転を中心に自立的な体制を構築できるよう支援を行っていきます。

運営会議への参加：41回

震災復興支援の具体例

- ・被災地での法律相談会の実施
- ・被災地でのコミュニティ支援活動の実施
- ・陸前高田市災害ボランティアセンター運営支援
- ・各支援団体が連携するための連絡会の運営
- ・陸前高田市の地元組織の基盤整備及び運営支援

政策提言・ネットワーク

調査・研究、ネットワーキングを通して
よりよい難民政策づくりに貢献しています

難民保護法の実現に向けた 論点整理への貢献

難民支援団体のアンブレラNPOであるなんみんフォーラム (FRJ) は、2013年6月20日に「難民保護法検討のための論点整理」を発表しました。JARは論点整理に貢献し、提言内容にはFRJ加盟団体間での議論と、2013年1月に大阪、名古屋、松本を含む15団体・個人の難民支援従事者を招待し開催した「国内難民支援NGOコンサルテーション」での議論を反映させました。提言では、認定基準に加えて生活保障や社会統合も含め難民保護法として法制化が必要との考えと、難民自身や地方自治体、NPO/NGO等の市民社会を含む官民の連携を通じて、政策立案を進めることが重要だとの考えを発表しました。この提言をもとに、次年度は、難民保護法の実現へ向けて、国会議員や関係省庁等への働きかけを強化していきます。

東アジア・太平洋地域を中心とした 海外ネットワークの強化



▲モンゴルでのワークショップ

JARは加盟しているアジア太平洋難民の権利ネットワーク (APRRN) を通じ、東アジアで難民支援に取り組むNGOのネットワ

ークの拡充に努めました。具体的には、2013年5月にモンゴルにて難民保護に関するワークショップを開催し、現地NGO、国際機関のスタッフ等20名の参加者と活発な議論を通し、交流を深めることができました。

難民保護法検討のための論点整理

1. 難民認定制度の改善
適正な難民認定が行われる制度の確立
2. 庇護希望者の法的地位の保障
審査期間の在留にかかる法的地位の保障
3. 庇護希望者の生活保障
庇護希望者の生活面の課題を解消する制度・施策の実現
4. 難民の社会統合条約
難民もしくは人道配慮に基づく在留許可者の社会統合のための制度・施策の実現
5. 公平な保護施策
第三国定住難民と条約難民、人道配慮に基づく在留許可者とで、法的側面および生活面での支援策、社会統合のための制度・施策を同水準にする

2013年6月 特定非営利活動法人 なんみんフォーラム

難民研究フォーラム

難民研究者の育成を目指して

JARに事務所を置く難民研究機関「難民研究フォーラム」は、多角的な視点から国内外の難民の現状や難民政策に関する学術的な研究を行い、その成果を幅広く共有及び活用することによって難民に寄与することを目的としています。今年度は新たな事業として、「若手難民研究者奨励事業」が始まりました。難民問題に関する有望な若手研究者に対して研究奨励金を授与するもので、今年度は4組が選定されました。

<http://www.refugeestudies.jp/>

政策提言・ネットワーキングの具体例

- ・難民保護法の実現に向けた調査・研究、ネットワーキング
- ・国内の難民支援を行うNGOとの意見交換、連携
- ・難民に関する国際会議への参加や開催、アジア太平洋地域を中心とした難民支援従事者との知見共有

広報活動

難民がより身近な存在となるために、
様々な機会を通して情報を伝え、支援の輪を広げています

多様なメディアによる発信

取材協力を通じて、テレビ、雑誌、ラジオ等で日本の難民について様々な切り口から発信しました。特に冬には、多くの難民がホームレス状態に陥った状況が取り上げられ、大きな反響をいただきました。また、難民と制作したレシピ本（下記参照）を切り口に、従来のメディアに加えてウェブメディアでの掲載にも広がり、本年度は合計50件以上の掲載につながりました（次頁参照）。

難民の故郷の味を集めた レシピ本を出版

多くの方に難民のことを知っていただきたいとの思いから生まれたレシピ本「海を渡った故郷の味 Flaviours Without Borders」。難民申請中の方々9人含め、15人の方々に関わっていただき、制作しました。15の国と地域から45のレシピを掲載しています。2月15日に発売し、初版1,000部は3ヶ月弱で完売するほど好評いただきました。発売後の料理イベントにも難民の方々に登壇いただき、ともに取り組んだ事業となりました。また、学生食堂のメニューに本のレシピを導入する企画「Meal for Refugee (M4R)」を難民問題に関心のある学生たちと立ち上げ、今年は6月の難民の日に合わせてキャンペーンとして、関東・関西の5大学での導入を実現しました。今後は学食に加えて、



価格：1,500円（税別）
ページ数：104ページ

社食、レストランでの展開も進めています。



▲東京外国語大学で販売された様子

Refugee Talk－難民を学ぶタベ 月1回の説明会リニューアル

毎月テーマを変え、スタッフが支援の現場を様々な角度から紹介する「Refugee Talk－難民を学ぶタベ」。名前も含め、大幅にリニューアルし、



▲Refugee Talkの様様

毎回30人前後が参加くださるイベントとなりました。初めて難民やJARを知る方の参加も多く、その後、支援者となってくださる方も出てきています。

広報活動の具体例

- ・認知啓発のための講座、イベント開催 (Refugee Talk、難民アシスタント養成講座等)
- ・マスメディアやニュースレター、メールマガジン、SNS等を通じた情報発信
- ・大学、高校等での講演、雑誌や書籍への執筆

メディア掲載

本年度は、セーフティネットから抜け落ち、ホームレス状態に陥る日本の難民申請者の状況が様々なメディアに取り上げられました。その他、難民とともに制作し出版したレシピ本「海を渡った故郷の味 Flavours Without Borders」とそのスピンオフ企画のMeal for Refugee (M4R) がメディアの注目を浴びました。

[新聞] (抜粋)

掲載日	掲載紙	タイトル
2012年8月19日	日本経済新聞	言葉の壁越えヘルパー「震災後かかった夢、今度は私の番」
2012年12月10日	共同通信配信(8社掲載)	難民申請者がホームレスに
2013年2月29日	新潟日報	難民支援協会に地球市民賞
2013年3月19日	読売新聞	難民の郷土料理 支援団体が本に
2013年4月9日	The Japan Times	Tokyo refugees publish cookbook
2013年4月30日	朝日新聞	料理を通じて難民知って 難民支援協会がレシピ本発売
2013年5月4日	岩手日報	異国料理 交流深め 未来商店街、難民2人手作り
2013年5月27日	朝日新聞	「安住の地」信じた日本でホームレス 難民認定待ち、孤独の日々
2013年6月19日	毎日新聞	難民保護法:支援団体、新設を提言 管理と認定、分離求め
2013年6月20日	日本経済新聞	難民認定 問われる覚悟

[雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット] (抜粋)

掲載日	媒体	番組名/タイトル
2012年12月1日	NHK総合	海外ネットワーク/日本に暮らす難民はいま 難民を取り巻く環境は?
2012年12月10日	雑誌「クロワッサン」	レシピを通じて、難民の故郷の文化、歴史にふれてください
2012年12月18日	J-WAVE	Tokyo Morning Radio/日本における難民受け入れの実態
2013年1月22日	NHK総合	おはよう日本/難民申請過去最多 アフリカ人ホームレス続出
2013年2月16日	ウェブマガジン「greenz.jp」	世界のおいしい料理を囲みながら難民の現状を知るイベント「丸の内で囲む世界の食卓」
2013年2月26日	フジテレビ	とくダネ!/都会をさまよい歩くアフリカ人ホームレス
2013年3月27日	TBS	NEWS23/ミャンマー難民青年の決意「祖国に戻らず日本で暮らす」
2013年4月23日	日本テレビ	スッキリ!!/泣けるレシピ本
2013年5月29日	NHK総合	おはよう日本/難民が伝える祖国の味

地球市民賞を受賞しました

国際交流基金から2012年度「地球市民賞」を受賞しました。「難民の緊急ニーズに応える包括的な支援と、日本社会への貢献を希望する難民による東日本大震災被災地でのボランティア活動」が授賞理由です。1999年の設立以来、難民のために行ってきた支援活動に加え、難民とともにいったボランティア活動がともに評価されたことを嬉しく受け止めています。支援者、関係者の皆さま、ならびにボランティア活動に参加して下さった難民をはじめとする多くの方々に、深く感謝いたします。

その他受賞歴

- 2005年10月 優秀志民活動賞(社団法人東京青年会議所)
- 2006年1月 第20回東京弁護士会人権賞(東京弁護士会)
- 2007年9月 第1回共生・地域文化大賞 優秀賞(浄土宗)
- 2009年8月 第21回毎日国際交流賞(毎日新聞社)



Photo by Kenichi Aikawa



▲被災地でボランティアする難民

企業・団体からの主なご協力(50音順)

事業実施契約パートナー

- ・国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

助成金・委託等

- ・NPO法人エキスパートチャリティアソシエーション
- ・国際交流基金日米センター (CGP)
- ・国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
- ・公益財団法人笹川平和財団
- ・NPO法人ジャパン・プラットフォーム
- ・新宿区協働推進基金
- ・公益社団法人青年海外協力協会 (JOCA)
- ・仙台教区カリタス在日外国人支援センター
- ・社会福祉法人中央共同募金会赤い羽根災害ボランティア・NPO活動サポート募金
- ・社会福祉法人中央共同募金会災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
- ・東京都
- ・NPO法人なんみんフォーラム (FRJ)
- ・一般社団法人日本福音ルーテル社団
- ・独立行政法人福祉医療機構
- ・文化庁
- ・公益財団法人三菱財団
- ・郵便事業株式会社
- ・立正佼成会一食平和基金

寄付・支援金等

- ・アサヒワンビールクラブ
- ・株式会社アップルツリーファクトリー
- ・犬養道子基金
- ・株式会社お問合せポータル
- ・花王株式会社
- ・花王ハートポケット倶楽部
- ・カトリック女子修道会幼きイエス会 (ニコラ・バレ)
- ・Kanazawa Christ Church International
- ・ギャラリープレシヤスグループ
- ・Clifford Chance LLP
- ・クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
- ・KDDI株式会社
- ・宗教法人孝道山本仏殿
- ・ゴールドマン・サックス証券株式会社
- ・NPO法人国際協力NGOセンター (JANIC)
- ・TheJapanTimes読者募金委員会
- ・株式会社ジャムオブワンダー
- ・上智大学カトリックセンター
- ・浄土宗林海庵
- ・真如苑
- ・スマイルATGグループ
- ・住友生命保険相互会社
- ・Church World Service
- ・東京チャリティカップ2012
- ・Trans-it Capital LLC
- ・Dream財団
- ・難民支援基金
- ・日蓮宗あんのん基金
- ・日本基督教団市川三本松教会
- ・日本労働組合総連合会 (連合)
- ・株式会社プロントコーポレーション
- ・Boeing Japan

- ・財団法人毎日新聞東京社会事業団
- ・マッコリー・グループ・ジャパン
- ・三井住友銀行ボランティア基金
- ・株式会社ミネタ製作所
- ・モノノフ合同会社
- ・ラッセル・インベストメント株式会社
- ・リコー社会貢献クラブ・FreeWill

プロボノ*

- ・アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所
- ・外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイアーズ法律事務所
- ・KICK START
- ・クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業
- ・株式会社サーチアンドサーチ・ファロン
- ・ディーエルエイ・パイパー東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所
- ・ビンガム・マカッチェン・ムラセ外国法事務弁護士事務所坂井・三村・相澤法律事務所 (外国法共同事業)
- ・ポールヘイスティンクス法律事務所・外国法共同事業
- ・モリソン・フォースター外国法事務弁護士事務所伊藤見富法律事務所 (外国法共同事業事務所)

物品協力等

- ・泡の湯
- ・英治出版株式会社
- ・花王株式会社
- ・一般財団法人国際教育振興会日米会話学院日本語研究所
- ・NPO法人セカンドハーベスト・ジャパン
- ・株式会社ユニクロ
- ・ロゼッタストーン・ジャパン株式会社

その他ご支援

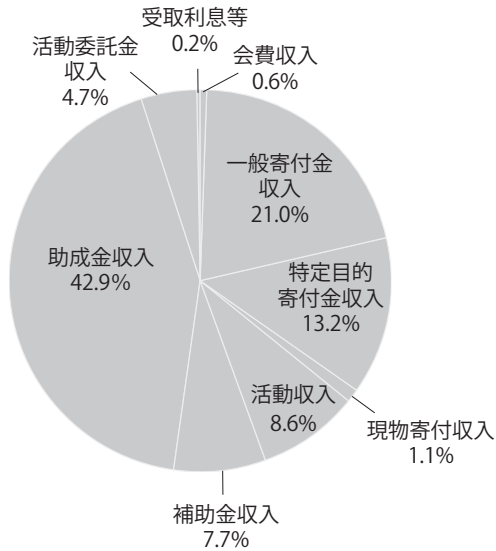
- ・有限会社ASOBOT
- ・かながわ湘南ロータリークラブ
- ・株式会社ガリバーインターナショナル
- ・グリーンフラスコ株式会社
- ・3 * 3 LABO
- ・J-FUN Youth
- ・書泉グランデ
- ・ソウ・エクスペリエンス株式会社
- ・鶴見大学
- ・富士ゼロックス東京株式会社
- ・株式会社プロントコーポレーション
- ・株式会社法学館
- ・升本酒店

*プロボノとは、ラテン語で「公共のために」という意味。専門家等が、その専門知識・能力を活かして無報酬で提供されるサービスのこと。

*紙面の都合上5万円相当以上のご支援のみ記載させていただきました。

会計報告

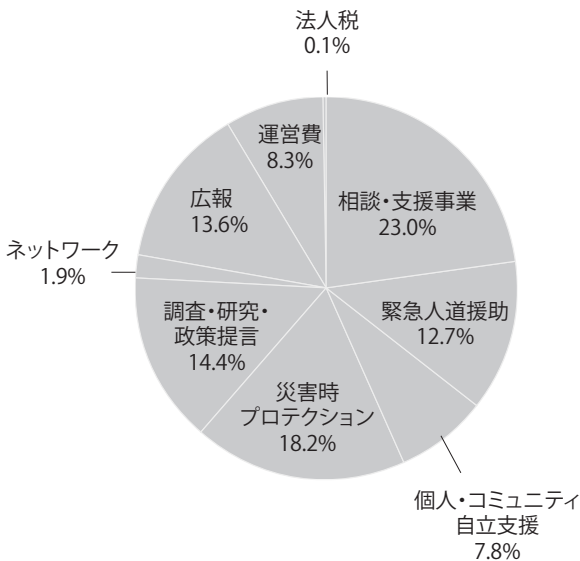
収入の部： 計 132,846,819円



科目	金額	構成
会費収入	850,000	0.6%
一般寄付金収入	27,892,454	21.0%
特定目的寄付金収入	17,552,070	13.2%
現物寄付収入	1,409,917	1.1%
活動収入	11,410,095	8.6%
補助金収入	10,292,716	7.7%
助成金収入	57,029,178	42.9%
活動委託金収入	6,193,003	4.7%
受取利息等	217,386	0.2%
合計	132,846,819	100.0%

(単位:円)

支出の部： 計 139,356,864円



科目	金額	構成
相談・支援事業	32,003,751	23.0%
緊急人道援助	17,615,094	12.7%
個人・コミュニティ自立支援	10,788,816	7.8%
災害時プロテクション	25,352,154	18.2%
調査・研究・政策提言	20,110,994	14.4%
ネットワーク	2,683,806	1.9%
広報	18,892,032	13.6%
運営費	11,840,217	8.3%
法人税	70,000	0.1%
合計	139,356,864	100%

(単位:円)

- 相談・支援事業 : 事務所や外部における難民への情報提供と助言
- 緊急人道援助 : 困窮した難民への生活費や交通費等の支給
- 個人・コミュニティ自立支援 : 難民および難民コミュニティへの自立支援
- 災害時プロテクション : 国内外における災害発生時のプロテクション分野を中心とした人道支援
- 調査・研究・政策提言 : 難民保護に関する調査、研究及び政策提言
- ネットワーク : 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力
- 広報 : 難民支援に関する機関紙の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じての広報
- 運営費 : 事務所賃貸料、水道光熱費等の運営費

独立監査人の監査報告書(抜粋)

2013年9月3日

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類*が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の収支、正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

*2012年度の会計収支計算書、貸借対照表及び財産目録

監査法人 エムエムピージー・エーマック

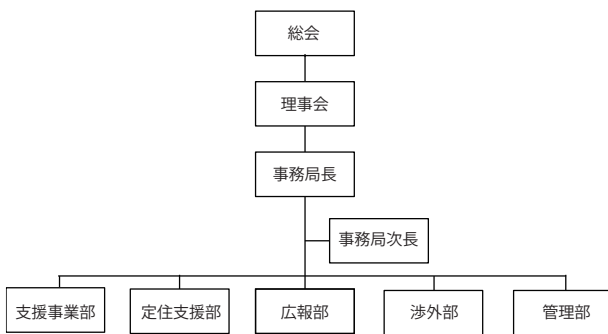
代表社員 業務執行社員 公認会計士 我井重樹

組織概要・役員一覧

組織概要

正式名称 : 特定非営利活動法人 難民支援協会
英語名 : Japan Association for Refugees
代表理事 : 中村義幸
設立 : 1999年7月17日
法人格取得 : 1999年11月16日
認定NPO法人取得 : 2008年5月1日 (国税庁)
事務局スタッフ数 : 26名 (非専従職員を含む)
*産育休スタッフは含みません

組織図



*上記に加え、東日本大震災への復興支援事業を岩手県を中心にしています。

参加しているネットワーク

- Asia Pacific Refugee Rights Network (APRRN)
- Asian Refugee Legal Aid Network (ARLAN)
- International Detention Coalition (IDC)
- NPO 法人国際協力 NGO センター (JANIC)
- NPO 法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
- 公益社団法人 CIVIC FORCE
- Japan Forum for UNHCR and NGOs (J-FUN)
- NPO 法人ジャパン・プラットフォーム (JPF)
- 新宿区 NPO ネットワーク協議会
- 新宿区多文化共生連絡会
- NPO 法人なんみんフォーラム (FRJ)
- Humanitarian Accountability Partnership (HAP)
- 陸前高田市まちづくりプラットフォーム

役員一覧

代表理事 : 中村義幸 / 明治大学教授
副代表理事 : 吉山昌 / 難民支援協会事務局員
常任理事 : 石井宏明 / 難民支援協会事務局員
理事 : 石川えり / 難民支援協会事務局長
佐々木英昭 / 難民支援協会事務局員
関聡介 / 弁護士
滝本哲也 / 団体職員
道家木綿子 / 臨床心理士
永峰好美 / 新聞社編集委員
新島彩子 / 会社員
濱田元子 / 新聞記者
藤本俊明 / 大学教員
監事 : 小田博志 / 大学准教授
難波満 / 弁護士

顧問

新垣修 / 大学教授
市川正司 / 弁護士
鈴木雅子 / 弁護士
森恭子 / 大学准教授、社会福祉士
森谷康文 / 大学教員、精神保健福祉士
宮内博史 / 弁護士

※2013年6月末現在

追悼 本間浩先生

(享年74歳、駿河台大学名誉教授、法政大学名誉教授、元難民審査参与員、難民研究フォーラム前座長、難民支援協会上級顧問)

日本の難民制度・政策について長年ご尽力された本間浩先生が、2013年5月10日にご逝去されました。この2年近く病魔と闘われましたが、ついに帰らぬ人となりました。

先生は、1999年7月の弊会設立前から当会の趣旨に賛同頂き、一貫して学術面からご支援くださいました。当会が主催したシンポジウムや講座での講演、難民判例評釈のゼミの開催、当会の出版物の監修など、様々な形でご協力いただきました。また、難民保護を実現するための立法にも着手され、「難民等の保護に関する法案」をとりまとめてくださいました。加えて、「難民研究フォーラム」設立を通じて、人材育成についても情熱をかけて取り組まれました。難民への温かいまなざし、研究への真摯な姿勢、そして温和な人柄を大変信頼し、尊敬申し上げていました。

これからは、先生が遺してくださった研究成果や示してくださった難民保護の途を、NGOの立場で実現していきたいと考えております。ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

認定NPO法人 難民支援協会 代表理事 中村義幸
事務局長 石川えり

支援者の声

JARの活動は多くの方々に支えられています。今年度、難民を継続的に支える「難民スペシャルサポーター(右記参照)」には、新たに120人以上(計375人)の方々にご参加いただきました。また、個人・企業・団体の方々から823件、合計3,927万円を超えるご寄付をいただきました。

難民スペシャルサポーターの声

なぜかとても心に引っかかって、テレビに出ていた人に何か届けたくて、まず、浮かんだのか炊き出しでした。さて、愛媛県からどうやって大鍋持っていくか?どうしたらいいのかなと思いつきながら、習いごとの日だったので、そこでその話をする、「ご縁が繋がった人が行動すればいい。東京に行く旅費分、寄付したらいい」とのこと。なるほど。そしてこの団体を知りました。平和ボケした日本人には、難民?って感じだと思いますが、好きで故郷を捨てたり、何の情報も、頼る人もいない日本に来たいわけではなかったと思います。ただ、生きるため。私たちにだって、そんなことが絶対起こらないとはいえません。なかなかそんな想像をする人はいないかもしれませんが、私にはただのニュースで流せませんでした。微力ですが、やれる範囲の毎月の寄付と古本で支援*ができることを知って、周りの友達に、まずは日本に難民がいることを知ってもらうこと、そしていない本で支援ができることをお知らせしています。いつまで支援できるかわかりませんが、きつくならないうちは続けようと思っています。機会があれば、実際に難民の方のお話を伺ってみたいです。

武田 小都さん

ボランティアの声

JARとので出会いはふと参加したシンポジウムでした。その後ボランティアの機会を頂き、難民アシスタント養成講座を受講し、難民スペシャルサポーターにもなりました。私は「支援団体と支援が必要な人」の関係に、いかに企業や市民が協働できるかに関心があります。今年JARではファンドレージングチーム(FR)を立ち上げ、「これだ!」と思いました。FRはボランティアが主体となり、様々なバックグラウンドの人が様々なアイデアを出し合い実現します。記念すべき第1回はサルサナイトです。新たなアイデアや人との出会い、そして何より楽しみながら支援に繋がる点が最大の魅力です。



木下 純子さん

*古本で支援

ご家庭や職場で読み終わった書籍を株式会社バリューブックスまでお送りいただくと、買取査定金額が難民支援協会への寄付になる仕組みです。詳しくはウェブサイトをご覧ください。

<http://www.refugee.or.jp/kifubook>



ファンドレージングイベント開催



ボランティア懇親会



事務所でのボランティア作業



Photo by Antony Tran

難民支援協会への支援制度

JARは、多くの市民と共に活動を行い、また、新たな活動を創造したいと考えています。それは、市民一人ひとりが公益を担う「市民社会」の可能性を実現することでもあり、NPO/NGOの存在意義でもあります。

寄付者：1,337名

個人・団体の皆さまから幅広くいただきご寄付をいただいています。

難民スペシャルサポーター：375名

緊急の支援を必要としている難民への宿泊費（シェルター費）や食費、医療費、事務所に来るための交通費のほか、難民からのさまざまな相談に応じるJARの活動を資金面から継続的に支えます。

会員：133名

JARの組織、活動の全般を支え、JAR運営の議決権を持つ方々です。

インターン・ボランティア：350名以上

日本にいる難民に関心と理解を持って、「自分にできることから」と、様々な活動で協力してくださっています。

(2013年6月末現在)

今すぐ参加できる、1日50円からの難民支援

難民スペシャルサポーター

皆さまからの1日50円、100円のご支援によって、難民たちは、食事、住居、医療、申請手続きなどたくさんの不安や苦しみから一息つき、明日の夢に向かって進むことができます。

1,500円 あれば、



家がない難民に一泊の宿を手配できます

3,000円 あれば、



成田空港に向き、とどめ置かれた難民に面会できます

10,000円 あれば、



健康保険に入れない難民が通院1回分の医療費を支払えます

毎月1,500円以上のご希望金額でご参加いただけます。

お申し込みは、

Webにて <http://www.refugee.or.jp/kifu>

お電話にて 03-5379-6001 (広報部)

*難民支援協会は認定NPO法人として認定されており、ご寄付は税控除の対象になります。遺贈等によるご寄付も受け付けております。



〒160-0004 東京都新宿区四谷1-7-10 第三鹿倉ビル6階
Daini Shikakure Building 4F 1-7-2 Yotsuya, Shinjuku-ku, Tokyo 160-0004

Tel : 03-5379-6001 FAX: 03-5379-6002
0120-477-472 (Tel for refgees/asylum seekers)
MAIL: info@refugee.or.jp